火山防災協議会等連絡·連携会議(第 12 回)

日時: 令和5年11月14日(火) 13時30分~17時15分 (zoomによるオンライン会議)

次 第

- 1. 開会
- 2. 関係府省庁等からの報告
- 3. 火山地域等による取組紹介
- 4. 火山防災エキスパート等との意見交換
- 5. 閉会

火山防災協議会等連絡・連携会議(第12回) プログラム

- 13:30 開会
- 13:45 関係府省庁等からの報告(60分)
- 14:45 休憩 —
- 14:50 火山地域等による取組紹介(105分)

「火山噴火時の対応と、その後の取組について」(45分)

- 「阿蘇中岳の噴火対応と課題」(火山災害対応経験者 髙木氏)
- 「御嶽山における登山者向け火山防災対策」

(火山災害対応経験者 稗田氏)

- 「「平成 26 年 9 月 27 日御嶽山噴火災害」を対応して気づいたこと」 (国土交通省)
- 休憩 —

「登山者や観光客等の安全確保のための取組について」(55分)

- 「富士五湖エリアでの観光防災の取り組み」((一社)富士五湖観光連盟)
- 「富士山噴火に備えて!『富士吉田市消防団富士山隊』結隊!!」

(富士吉田市)

- 「長野県の火山防災対策について」(長野県)
- 16:35 休憩 —
- 16:40 火山防災エキスパート等との意見交換(30分)
- 17:10 閉会

配付資料一覧

次第・プログラム

火山防災協議会等連絡・連携会議設立趣旨

資料 1 関係府省庁からの報告

- 内閣府
- 気象庁
- 文部科学省
- 消防庁
- 国土交诵省
- 内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)
- 国土地理院
- 海上保安庁
- 情報通信研究機構
- 防災科学技術研究所
- 産業技術総合研究所
- 土木研究所
- 資料2 「日本火山学会における(主に火山防災委員会の)火山防災に関する取り組み」 (日本火山学会 火山防災委員会)
- 資料3-1「阿蘇中岳の噴火対応と課題」(火山災害対応経験者 髙木氏)
- 資料3-2「御嶽山における登山者向け火山防災対策」

(火山災害対応経験者 稗田氏)

- 資料3-3「「平成 26年9月27日御嶽山噴火災害」を対応して気づいたこと」 (国土交通省)
- 資料3-4「富士五湖エリアでの観光防災の取り組み」 ((一社)富士五湖観光連盟)
- 資料3-5「富士山噴火に備えて!『富士吉田市消防団富士山隊』結隊!!」 (富士吉田市)
- 資料3-6「長野県の火山防災対策について」(長野県)
- 参考資料 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律について(公布通知) オンライン会議システム使用の手引き ※当日配布のみ

火山防災協議会等連絡・連携会議 設立趣旨

我が国は 111 の活火山を有する世界有数の火山国であり、有史以来、数多くの 火山災害に見舞われてきた。

火山は複数の市町村や都道府県の境界に存在することも多く、また、火山災害は広域にわたり影響を及ぼすことが想定されるため、噴火時等においては、関係する国の機関及び地方公共団体が整合のとれた対応をとり、住民や登山者等の円滑な避難に支障を来さないようにする必要がある。さらに、火山現象は、噴火に伴う現象が複雑に変化しながら継続し、火山ごとに、また、同じ火山でも噴火ごとにそれぞれ異なる特徴があることから、各火山において、監視観測・調査研究体制を充実させ、様々な学術的分野にわたる科学的知見に基づいた防災対応をとることが必要不可欠である。

こうした火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するためには、平常時から関係者が「顔の見える関係」を築き、噴火時の「防災対応のイメージ」を共有した上で、必要な防災対応を共同で検討することが必要であり、関係する都道府県及び市町村が中心となり、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画し、「火山単位」で検討することが必要である。このため、火山地域の関係者が、当該地域の火山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について協議するため、「火山防災協議会」を設置し、火山防災対策について主体的かつ継続的に取り組むこととしている。

そこで、火山防災協議会の間で、それぞれの火山防災対策に係る取り組みに関する情報交換等を行うとともに、火山専門家、火山防災エキスパート、関係各府省庁等と火山防災対策を進める上での共通課題について連携して検討し、もって、各火山地域の火山防災対策の一層の推進に寄与することを目的とし、火山防災協議会等連絡・連携会議を設置する。

平成 24 年 12 月 19 日 平成 28 年 11 月 16 日 改定 平成 29 年 6 月 20 日 改定 内閣府(防災担当)、消防庁、国土交通省砂防部、気象庁